

聴覚障害者団体「ベターコミュニケーション研究会」事務局長
いわどち 岩渕 のりお 紀雄



私の視点

特定多数が利用する建物にバリアフリー化を義務づける「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の改正法が、この4月に施行された。学校や事務所、老人ホームにも対象を拡大。

一定の幅以上の廊下の確保、車いす用のトイレや利用しやすいエレベーターの設置が義務づけられた。9年前にこの法律ができる時

デパートやホテルなど不一定の配慮がないと、社会生活に大きな支障をきたす。私自身、耳に障害がある一人として、どんな不都合がある

聴覚障害者に関すること、街を歩いていてもアナウ

るのか具体的に説明してみた。

政府は「新障害者基本計画」の中で「情報バリアフリー」の必要性は明記している。

ホテルに1人で泊まつたときに、非常ベルの音や館内アナウンスが聞こえない事態を想像していただきたい。聴覚障害者の中には、火災警報が鳴っても気づかない人が多い。命を落としかねない危険があるのであるのだ。

寝たきりの人が火災に遭ったとき、耳に障害がある人は、銀行の窓口で名前を呼ばれても気づかないなど、日常生活で不便を感じ、不利益や精神的な苦痛を受けることは多い。

改めて、この問題を認識していただきたい。

◆ハートビル法 聴覚障害者への配慮欠く

でも、動けないために焼死する恐れがあるのである。しかし、情報障害者である聴覚障害者に関する評価である。

でも、動けないために焼死する恐れがあるのである。しかし、情報障害者は、通路の幅を広めに、「聴覚障害者には光、音増幅、振動、文字」で知らせなければならないと規定することも検討して

だけだ。音(声)情報が得られない聴覚障害者にとって、「基準」は、肢体不自由者とは違うということを認識していただきたい。

では、聴覚障害者が不便を感じる「基準」は、肢体不自由者とは違うということを認識していただきたい。

政治家も政府関係者も嫌

すぎだ。バリアフリーやユニバーサルデザイン(高齢者や障害者に配慮した設計)などに不便を感じていくことは、無用の長物に過ぎない。

には、聴覚障害者が不便を感じる「基準」は、肢体不自由者とは違うということを認識していただきたい。

だけだ。音(声)情報が得られない聴覚障害者にとって、「基準」は、肢体不自由者とは違うということを認識していただきたい。

でも年を取れば目、耳、足などに不便を感じていくことは、無用の長物に過ぎない。

聴覚障がいは『見えない障がい』です。不便なこと、改善してほしいことなどを行政、議会、施設、交通機関などに要望していただければ嬉しいです。「動かないとも変わらない」のです。詳しくは下記にお問い合わせください。

【情報提供】ベターコミュニケーション研究会
聴覚障がいに関わる総合情報誌「いくお~る」編集部
URL: http://www.bcs33.com E-mail: equal@bcs33.com
FAX: 03-3382-6565